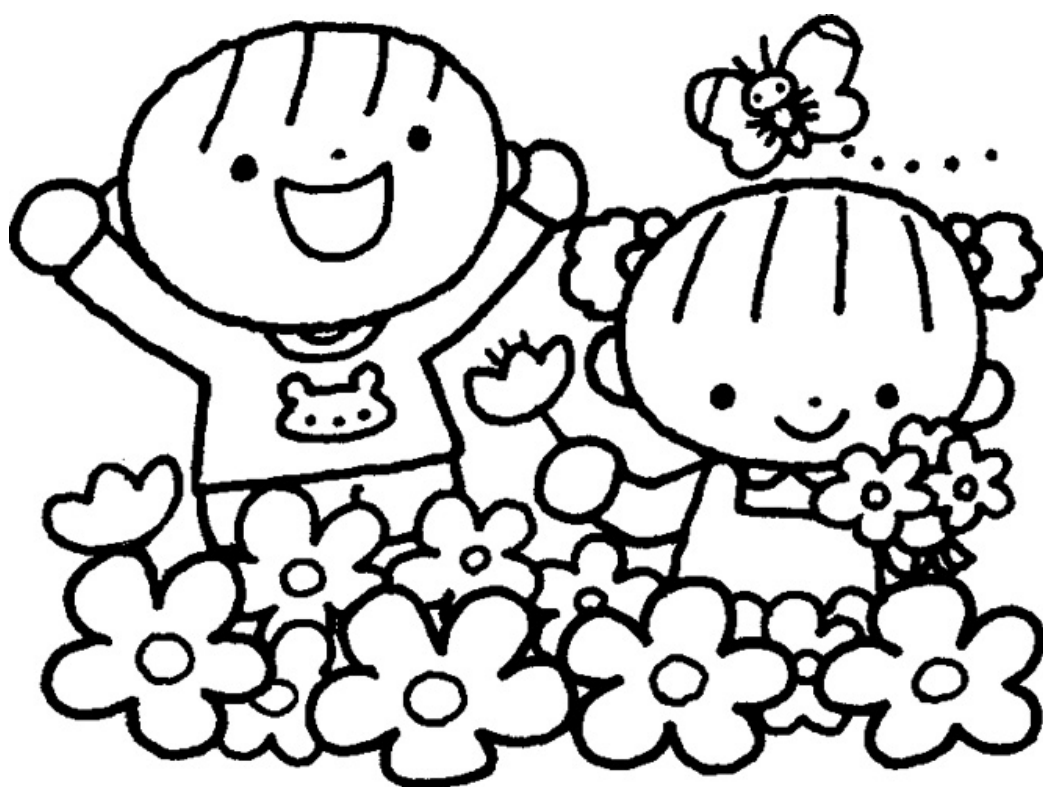


令和6年度 白井市こども発達センターのご案内



白井市こども発達センター

〒270-1492 白井市復1123番地

(白井市保健福祉センター内)

Tel 047-497-3489

Fax 047-498-4832

白井市こども発達センターの事業

白井市こども発達センターは、相談支援事業及び指定通所支援事業に該当する児童発達支援事業及び保育所等訪問支援事業を行っています。

1、目的

発達に障がいがある児童又は発達に支援を要する児童とその保護者に、日常生活の指導、療育、相談等を行っています。それにより、児童の発達を支援し、保護者の精神的負担の軽減を目的としています。また、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、地域にある事業者等への援助や助言も併せて行います。

2、対象

市内に在住する0歳～18歳までの児童とその保護者

3、開所日と開所時間、休日

開所日・・・月曜日～金曜日 開所時間・・・8：30～17：00
休日・・・土曜日、日曜日、祝日、年末年始

4、利用定員

一日あたり30人まで

5、主な職員構成

保育士、心理発達相談員、言語聴覚士（ST）、作業療法士（OT）
※お子さんの発達状況に応じて、必要と思われる複数の職種の視点から支援を行います。

6、事業内容

	内 容
相談支援事業（無料） 0歳から18歳まで	相談援助、サービス等利用計画書の作成
児童発達支援 ※（有料） 0歳児から5歳児まで（未就学児）	グループ指導及び個別指導、心理発達検査、ST評価 3歳児から5歳児については無料
保育所等訪問支援 ※（有料） 0歳児から小学6年生まで	児童が通う施設（市内の幼稚園、保育園、認定こども園、小学校）に、センターの職員が出向いて支援を行い、集団生活への適応を促すもの
専門職相談（無料） 0歳児から18歳まで	契約期限終了後、学校や家庭での困りごとなどについて、電話や面談を通して保護者からの相談を受けるもの
利用に関する手続き（無料） 0歳児から5歳児まで（未就学児）	受理面接、発達検査・評価、児童発達支援利用までの体験（グループ指導、個別指導）
その他（無料） 0歳児から5歳児まで（未就学児）	構音・吃音の相談や指導、関係機関連携、講演会の開催、保護者懇談会、園外療育、ペアレントプログラム等

※児童発達支援と保育所等訪問支援については、児童福祉法により定められた金額の1割を利用者の方に負担していただきます。

相談支援事業

お子さんの発達に関するさまざまな相談に応じ、他の支援機関等をどのように利用するか相談援助を行います。また、こども発達センターや他機関で適切な支援を受けられるよう連絡調整を行います。

地域のサービスを利用するにあたり、面接や家庭訪問を通じてお子さんや保護者のニーズを確認し、サービス等利用計画書を作成します。

児童発達支援

未就学のお子さんについては、総合的な視点から発達を支援することを目的に、グループ指導と、個別指導を併用していただくことを基本としています。

【1】グループ指導について

- ・グループはお子さんの発達段階や特性等を総合的に判断して編成しています。
- ・グループでは、身支度、食事、排泄など身辺自立の個々に応じた支援や指導また、小集団の遊びを通してコミュニケーション手段を身につけるなど社会性を育んでいきます。
- ・グループ利用者を対象に保育士面談（1対1）とグループ懇談会（グループの保護者と担当者）を行います。担当職員が日常生活や子育ての相談に応じます。実施回数はそれぞれ年2回ずつです。
- ・担当職種：保育士または児童指導員
- ・実施回数：週1回～2回
- ・通園形態：お子さんの発達段階に応じて、親子通園または単独通園を行います。
- ・療育時間：9時30分～13時00分（給食あり）
13時00分～15時00分（給食なし）
- ・給食について：1食につき300円の給食食材費を負担していただきます。令和6年度は保護者の方に給食の試食を実施する予定です。金額は児童と同額です。

【2】個別指導について

- ① 発達個別指導（心理療法・言語聴覚療法）
 - ・お子さんの発達段階に応じ、教材を用いたやりとり等を通して、認知・言語・コミュニケーション面や対人・情緒面などの発達を促します。
 - ・担当職種：心理発達相談員・言語聴覚士（ST）
 - ・実施回数：月に1回～2回程度
 - ・療育時間：45分間
- ② 作業療法個別指導・運動個別指導
 - ・お子さんの発達段階に応じた遊びを提供し、運動・認知・日常生活動作・行動面などの発達を促します。必要に応じて理学療法士（PT）と連携して個別指導を行います。
 - ・担当職種：作業療法士（OT）
 - ・実施回数：月に1回～2回程度
 - ・療育時間：45分間

【3】個別指導のみの利用について

グループ指導の必要性が少ないお子さんや、ご家庭の事情等でグループ指導を利用できない

お子さんたちを対象に、個別指導のみを行っています。

【4】個別指導のスケジュールについて（欠席や変更）

- ・個別指導日は年間で予定を決めております。センターが指定した日時で都合が悪い場合はご連絡ください。園行事や保護者の仕事等での予定変更は、指導日の1週間前までにご相談ください。
- ・体調不良により、欠席される場合は、その都度ご相談ください。日程調整が可能であれば、振り替えて指導いたします。
- ・ただし、担当者が満員等の事由により、希望日に変更できない場合がありますので、ご了承ください。

【5】個別指導担当者の変更

- ・個別指導担当者が自身の都合（体調不良等）で、当日の個別指導を行えない場合は、保護者に確認の上、他の職員（心理発達相談員、言語聴覚士、作業療法士）が代行することがあります。その場合、必ずしも同じ職種による個別指導の代行ではないことをご了承ください。また、代行した場合は、担当者による振り替えの個別指導は行ないません。
- ・代行を希望しない場合は、担当者による個別指導の振り替えをいたしますが、担当者が満員等の事由により、希望日に変更できない場合があります。

保育所等訪問支援

お子さんが通う市内の幼稚園、保育園、認定こども園、小学校に、こども発達センターの職員が訪問し、施設における集団生活への適応のために、施設の職員と相談し支援を行うものです。

ご利用にあたっては相談支援事業所にご相談ください。

専門職相談

こども発達センターを利用していた就学以降のお子さんや、契約を終了したお子さんの保護者に対して、相談を行っています。お子さんの発達などについて、心配なことや困ったことがある時は、電話相談又は事前に予約をして、職員と保護者の面談が可能です。

個人情報の保護について

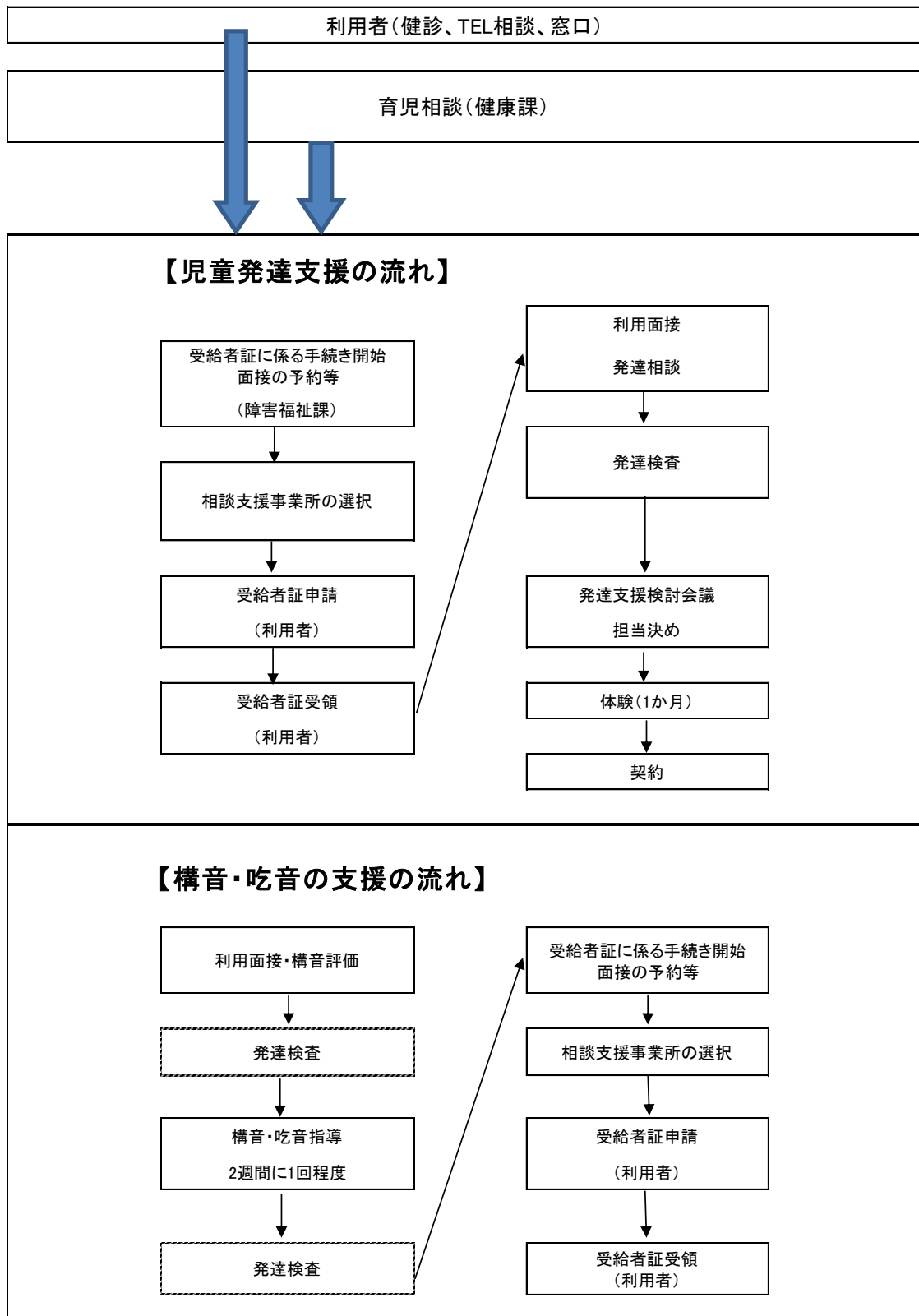
- ① お子さんの個人情報は保護者の了承なく、第三者に開示されることはありません。また、それによる不利益が生じないように配慮して行います。
- ② 必要に応じて、関係機関との連携を図る場合がありますが、これはお子さんの発達支援に有効であると判断した場合に保護者の了解を得て行います。

令和6年度児童発達支援 一日の流れ

グループ指導			個別指導		
時間	グループ指導	保育士面談	時間	発達個別指導	作業療法、運動個別指導
9:15		午前グループ 面談 9:15から	9:00	1枠目 9:00から9:45	
9:30	午前グループ登園 ・朝の身支度 ・自由遊び ・朝の集い ・主活動 (運動、楽器、製作、その他) ・外遊び等		9:45		
			10:00	2枠目 10:00から10:45	
			10:45		
11:30	給食(食事指導) ・自由あそび ・帰りの身支度 ・着替え ・その他		11:00	3枠目 11:00から11:45	
			11:45		
13:00	午前グループ降園	午後グループ 面談 12:45から			
13:00	午後グループ登園 ・身支度 ・自由遊び ・集い ・主活動		13:15	4枠目 13:15から14:00	
			14:00		
			14:15	5枠目 14:15から15:00	
15:00	午後グループ降園		15:00		

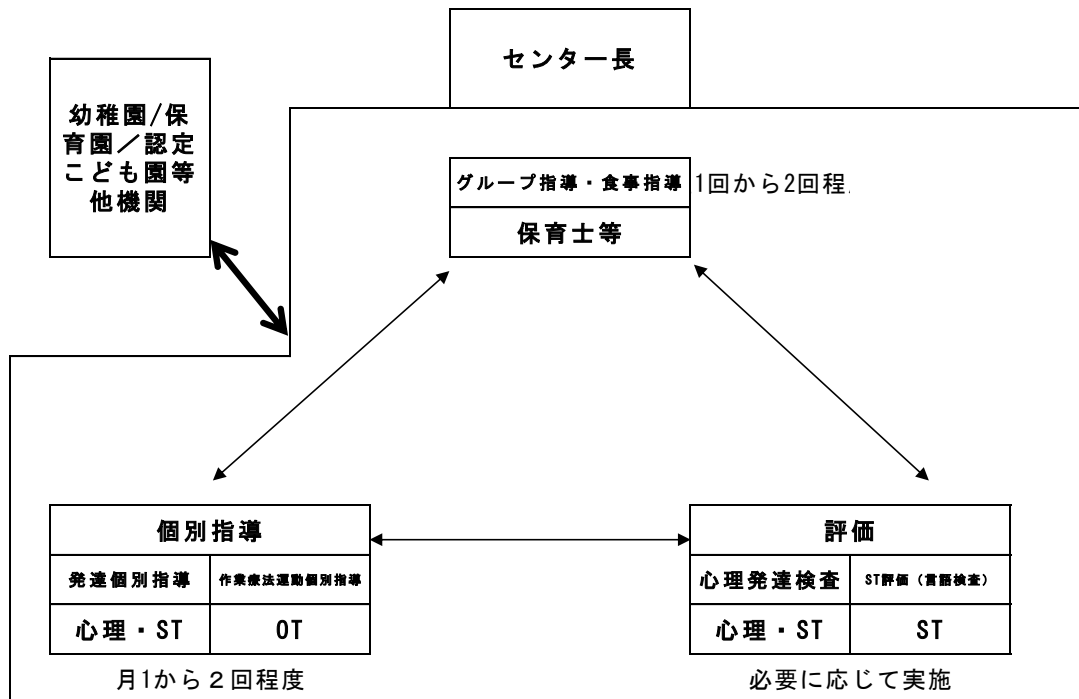
個別指導はグループ指導と別日に行います。

こども発達センター利用の流れ



※構音・吃音評価指導を実施した中で、発達面(運動・認知・言語・情緒等)の支援が必要と判断した場合は、発達検査を実施した上で、児童発達支援の利用をご案内します。

グループ利用児の療育連携図



個別指導のみ利用児の療育連携図

